

国道25号（通称：御堂筋）に設ける歩行者利便増進施設等に係る
公募占用指針（心斎橋エリア）に基づく基本協定書
（案）

【2025. 3 時点】

※本基本協定書（案）は、現時点において想定される大阪市及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、歩行者利便増進計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

目次

第1章 総則	1
第1条 事業の目的	1
第2条 歩行者利便増進計画の認定、許可	1
第3条 優先順位	2
第4条 協定期間	2
第5条 認定計画の変更	2
第6条 本件業務の対象施設	3
第7条 本件業務の範囲	3
第8条 施策への協力	3
第9条 道路の占用の許可	3
第10条 本件業務にかかる業務経費	4
第11条 公租公課	5
第2章 乙の責任	5
第12条 法令上の責任	5
第13条 善管注意義務	5
第14条 業務責任者	5
第15条 一括第三者委託の禁止	5
第16条 権利義務の譲渡制限等	6
第17条 秘密の保持	7
第18条 事故等への対応	7
第19条 臨機の措置	7
第20条 文書管理及び情報公開	8
第21条 個人情報等の保護	8
第22条 個人情報等の管理	9
第23条 教育の実施	10
第24条 公正な職務の執行に関する責務	10
第25条 暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入	10
第26条 人権研修の実施	10
第27条 職員の雇用	11
第28条 障がいのある人への合理的配慮の提供	11
第3章 本件業務の実施に当たっての負担区分等	11
第29条 損害賠償に係る費用負担	11
第30条 リスク負担	11
第31条 保険加入	11

第4章 点検、監督指導及び事業報告	11
第32条 点検、評価、報告及び監督指導等	11
第33条 業務内容の変更、中止等	12
第34条 事業報告書	12
第5章 認定の取消し等	13
第35条 認定の取消し又は本件業務の停止	13
第36条 認定計画提出者の地位の辞退等	13
第37条 損害賠償	14
第38条 認定の取消し等の公表	14
第39条 事情変更による認定の取消し等	14
第40条 認定の取消しの特例	14
第6章 原状回復及び引継ぎ	14
第41条 本件業務の終了に伴う原状回復	14
第42条 引継ぎ	14
第7章 補則	15
第43条 重要事項の変更届出	15
第44条 連合体に関する特約	15
第45条 準拠法	15
第46条 補則	15

道路管理者（大阪市。以下「甲」という。）および道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第48条の26第1項において歩行者利便増進計画の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）である「●●●●」（以下「乙」という。）は、認定された歩行者利便増進計画（以下「認定計画」という。）の履行に関し、必要な事項について、次のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 本事業は、平成31年3月に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋を車中心から人中心の道路へと空間再編を進めるとともに、公民連携体制の構築や役割分担を明確にし、道路空間再編により創出された新たな空間などの利活用を推進していくこととしている。このビジョンに基づき、公民連携による御堂筋での利活用の推進を図るため、令和3年2月に、道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第48条の20第1項に基づき、御堂筋を歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）として指定し、以降、歩道拡幅工事を完了した区間から順次、歩道空間の一部を道路法第33条第2項に基づく利便増進誘導区域（以下「ほこみち区域」という。）として指定している。利便増進誘導区域において、道路法第48条の23に基づく道路の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）に規定する歩行者利便増進施設等（以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。）である広告板等を設置して収益活動業務を行い、その収益を用いて、高質な道路空間を形成し良好に維持するための道路管理業務や、エリア価値の向上に寄与する業務、デジタル板で配信する情報の効果や媒体の運用の在り方の検証に関する活動といった非収益活動業務（以下「非収益活動業務」という。）を一体的に実施（以下、これらの業務を総称して「本件業務」という。）するものであり、これにより、地域と連携した情報発信や魅力的な空間づくり、景観性に配慮しつつ増収にも繋がる情報板での広告配信方策、情報板での配信による交通安全面への影響などを検証し、本公募に基づく占用期間以降の次期運用に繋がる整理ができることを目指す。

（歩行者利便増進計画の認定、許可）

第2条 甲は、道路法第48条の26に基づき乙が提出した歩行者利便増進計画を認定し、本基本協定第6条第1項に掲げる公募占用指針に規定する公募対象歩行者利便増進施設等について、道路法第32条第1項又は第3項に基づく道路の占用の許可を発する。

2 乙は、法令等を遵守しつつ、前項の許可処分にに基づき、国道25号（通称：御堂筋）に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（心斎橋エリア）（以下、「本公募占用指針」という。）、認定計画、本基本協定及び甲乙が各年度（本基本協定で年度とは、10月1日から翌年9月30日までをいう。ただし、1年度については、令和7年9月1日から令和8年9

月30日までを事業年度とし、3年度については、令和9年10月1日から令和10年10月2日までを事業年度とする。)に締結する協定(以下「年度協定」という。)に従い、誠実かつ公正、公平に本件業務を実施するものとする。

3 甲乙は、毎年度、当該年度の前年度末日までに、本件業務に係る次の各号の内容について、年度協定として締結するものとする。

- (1) 本件業務の細目に関する事
- (2) 認定計画に記載の収支計画に差が生じた場合に関する事
- (3) 協定期間に関する事
- (4) 成果指標に関する事
- (5) 事業計画に関する事
- (6) 事業報告書に関する事
- (7) 違約金に関する事
- (8) その他、本件業務の実施に関する事

(優先順位)

第3条 本基本協定に定めのない事項については、認定計画、本公募占用指針、当該公募にあつての質問の回答及び追加資料(以下「認定計画等」という。)の記載内容が適用されるものとし、本基本協定及び甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(協定期間)

第4条 本基本協定の期間は、協定締結日から令和11年3月31日(認定計画の有効期間(令和10年10月2日(予定))終了日の約6カ月後)までとする。

(認定計画の変更)

第5条 乙は、本件業務の実施にあたり、道路法第87条第1項に規定する基準等を踏まえ、災害等による道路状況の変化、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定計画を変更する必要がある場合には、甲に変更の認定を受けなければならない。また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、関係機関から認定計画の変更を求められた場合に、甲は乙に認定計画の変更を求めることとする。

2 乙は、認定計画として認定を受けた公募対象歩行者利便増進施設等について、占用に関する計画の変更が必要な場合は、認定計画を変更し、変更の認定を受けなければならない。

3 乙は、第33条に掲げる自己点検や事業評価等を踏まえ、認定計画に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等の構造変更又は占用範囲の変更を伴う業務拡充の提案を行う場合、甲と協議の上、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであることが認められるものに限り、公募対象歩行者利便増進施設等の構造変更等を行うことができるものとする。その場合、乙は、事業計画が具体化した時点で甲と協議を行い、認定計画を変更し、甲の変更の認定を受けなければならない。

- 4 乙は、第33条に掲げる自己点検や事業評価等を踏まえた、構造変更又は占用範囲の変更を伴わない公募対象歩行者利便増進施設等の機能充実や、道路維持管理業務などの公募対象歩行者利便増進施設等の設置を伴わない公的活動業務の変更などの提案を行う場合は、甲と協議の上、本基本協定又は年度協定で対応するものとする。

(本件業務の対象施設)

第6条 乙が設置及び管理運営を行う公募対象歩行者利便増進施設等は次のとおりとする。

- (1) 認定計画に基づく公募対象歩行者利便増進施設等であり、道路法第33条第2項第3号に基づく利便増進誘導区域として指定された国道25号(通称：御堂筋)に設置する広告板(道路案内標識板(デジタルサイネージ)) (本公募占用指針2(1)1)に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等①(以下「施設等①」という。)
- 2 乙が本件業務として第7条第1項各号に掲げる業務を実施する道路施設等は、認定計画に基づく範囲とし、本公募占用指針3に定めるとおりとする。

(本件業務の範囲)

第7条 本件業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 情報板に掲載するコンテンツの媒体販売及び媒体運用業務(広告事業)
- (2) 情報板の管理運営業務(日常的な保守点検業務)
- (3) 情報板の情報発信価値向上・収益確保の方策について
- (4) 高質な道路空間の維持に関する業務
- (5) エリア価値や御堂筋のブランド価値向上に資する業務
- (6) 地域との連携業務
- (7) 効果検証に関する業務
- 2 乙は第1項の業務の実施に当たっては、別途、甲と協議の上、あらかじめ事業計画を甲に提出し、承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の事業計画を提出するにあたり、認定計画の内容に変更が生じた場合は、第5条の規定に基づく認定計画の変更の事業計画を甲に提出しなければならない。
- 4 乙の提案業務等により、前項に定めのない内容については、別途甲乙で協議の上、決定する。
- 5 第1項各号のうち、法令等の変更や予期せぬ自然災害等により認定計画に基づく事業計画の業務内容に変更が生じる場合、甲乙で協議の上、決定する。

(施策への協力)

第8条 乙は、甲が実施する施策及び事業に協力しなければならない。

(道路の占用の許可)

第9条 乙は、認定計画に基づき第6条第1項に示す公募対象歩行者利便増進施設等に係る道路の占用の許可申請を行い、甲の許可を得なければならない。

- 2 乙は、第6条第1項に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等について、認定計画の認定日から原則15日以内に占用許可申請の手続きを行わなければならない。
- 3 乙は、第6条第1項に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等について、第5条に基づき認定計画の変更が生じる場合、変更の認定日から原則15日以内に占用許可申請の手続きを行わなければならない。
- 4 前2項の占用許可申請の手続きを、特段の理由無く乙が行わない場合は、甲は認定計画の認定を取り消しするものとする。
- 5 第6条第1項に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等の占用期間は、認定計画の有効期間である令和10年10月2日までとする。
- 6 第6条第1項に掲げる公募対象歩行者利便増進施設等の占用料は免除とする。

(本件業務にかかる経費及び利益の取扱い)

- 第10条 本件業務にかかる経費及び利益の取扱いについては、本公募占用指針4(6)に定めるとおりとし、認定期間内の本件業務の業務費、公租公課、応募にかかる費用その他本指針にて規定する費用等業務を実施するにあたり必要な一切の費用を乙が負担するものとする。
- 2 乙は、毎年度の収入の実績額が、認定計画の収入の提案額を下回った場合であっても、原則として、乙が行う業務の内容は変更しないものとし、認定計画に記載のとおり業務を実施するものとする。なお、本件業務の収入の総額が経費の総額を下回った場合であっても、その差額は乙が負担し、甲は補填等を行わないものとする。
 - 3 本件業務について、経費の総額(公募占用指針4(5)2)に掲げる「基本業務経費額」が、認定計画に記載の金額を上回った場合、その差額は本件業務の経費に含めないものとし、乙の負担とする。
 - 4 本件業務に係る総収入から総経費を差し引いて利益が生じる場合、当該利益の2分の1(1円未満場合切り捨て)を乙に帰属する利益とし、残額を行政還元額として、本公募占用指針4(6)に基づく業務の経費に充当するものとする。ただし、事業最終年度の行政還元額は、原則として、認定有効期間終了後にその金額を乙が甲に支払うものとする。なお、利益の確認及び最終年度の利益の支払い方法は、別途甲より指示するものとする。
 - 5 乙の実績業務量が提案業務量を下回る場合は、甲乙協議の上、乙は未実施分の業務量に相当する非収益活動を実施するものとする。この場合、未実施となった業務量の算定については、一般に公正妥当と認められる方法により乙が業務量を算定した書面を甲に提出し、実施する業務の内容を甲が指示するものとする。
 - 6 前項の規定による認定有効期間内に未実施業務の代替となる非収益活動が、やむを得ず実施できなかった場合は、その業務量を乙が一般に公正妥当と認められる方法により金額換算したものを書面で甲に提出し、各年度の翌年度の10月31日までに乙が甲にその金額を支払うものとする。なお、これらの金額の確認及び納付の方法は、別途甲により指示するものとする。
 - 7 乙は、公募占用指針4(7)に基づき、各事業年度の翌事業年度の10月31日までに、事業収支報告書を甲に提出するものとする。

- 8 甲は、前項により提出された書面に従い、公募占用指針4（7）に基づく本件業務にかかる利益額を確認し、乙に通知するものとする。
- 9 前項で通知された利益額の50%に相当する行政還元額の使途については、甲乙協議の上で決定するものとし、その内容に応じて年度協定を変更するものとする。
- 10 乙は、前項の書面で各事業年度終了後に利益の残余が生じ翌事業年度に繰越さない場合や、最終事業年度終了後に利益の残余が生じている場合においては、公募占用指針4（5）2）の規定に基づき、残余額を甲に支払うものとする。
- 11 乙は、甲の請求に基づき前項の規定による残余額を別表1に定める納付期限までに甲に納付するものとする。

（公租公課）

第11条 本件業務に関連して生じる公租公課は、乙が負担する。

第2章 乙の責任

（法令上の責任）

第12条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（善管注意義務）

第13条 乙は、本基本協定、年度協定、本公募占用指針、認定計画及び認定計画等を遵守し、認定計画の提案内容を実現すべく、善良な管理者の注意をもって本件業務を執行しなければならない。

（業務責任者）

第14条 乙は、本件業務の実施及び公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、本基本協定及び年度協定の履行に関し、本件業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第32条第2項に定める報告、第34条に定める事業報告、第37条に定める認定の辞退に係る権限を除き、本基本協定及び年度協定に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

（第三者委託等の制限）

第15条 乙は、本件業務の全部を一括して、又は甲が本公募占用指針に指定した主たる業務を第三者委任（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者委託する場合は、甲の指定する書面により承諾を得なければ

ばならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 3 甲は、乙に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由書等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項の規定により乙から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 乙は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 乙は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により、甲の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 乙は、第2項の規定により第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、甲に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 8 乙は、第2項及び第6項の規定により本件業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 8 乙は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を本件業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 9 乙は、第2項及び第6項の規定により本件業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 10 乙は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第16条 乙は、本基本協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本件業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、

この限りでない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、本基本協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、本件業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、占有許可期間の満了又は占有許可の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第18条 乙は、甲と協議の上、事故、災害等に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 乙は、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。）が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を甲に報告しなければならない。
- 3 本件業務の実施中に災害等が発生した場合、乙は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 本件業務の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、乙は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により甲に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について甲の指示に従わなければならない。
- 6 甲は、緊急性を要する場合、乙に事前に告知することなく応急処置ができるものとする。但し、緊急性を要しない場合は乙に通知の上、対応するものとする。
- 7 甲は、緊急性を要する理由により、前項の規定に基づき、乙に対し無告知で応急処置を行った場合、事後に乙に通知するものとする。
- 8 甲が実施する道路施設の応急処置について、地震や大雨等による天災や道路陥没等の予期せぬ事故等によりやむをえず乙の設置する占有物件の除却が必要となる場合、乙は甲に対し求償権を有しない。

（臨機の措置）

第19条 乙は、本件業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ、甲の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、その行った措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

- 3 甲は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、本件業務にかかる経費の範囲において乙が負担することが適当でないと甲が認める部分については、甲がこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

第20条 乙は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 乙は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、公募対策歩行者利便増進施設等の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 乙は、対象文書等について、適正に管理し、別表2に定める保存期間が満了するまでの間保存しなければならない。
- 4 甲は、甲が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、乙にその写しを提出するように求めるものとする。
- 5 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 6 乙は、認定期間の満了又は認定の取消しと同時に、甲の指示に従い、対象文書等及びその写しを甲又は新たな認定計画提出者に引渡し、又は廃棄しなければならない。
- 7 乙は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により甲にその旨を報告しなければならない。

(個人情報等の保護)

第21条 乙は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本基本協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 乙は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、認定期間の満了又は認定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 乙は、本件業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 乙は、本基本協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている乙が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

- 第22条 乙は、本件業務の実施のために乙の保有する磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び甲から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。
- 2 乙は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
 - 3 乙は、記録媒体等について、甲の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により甲に報告しなければならない。
 - 4 乙は、甲からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
 - 5 乙は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、本件業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による甲の同意を得た場合はこの限りではない。
 - 6 乙は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
 - 7 乙は、甲が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
 - 8 乙は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、書面による甲の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
 - 10 乙は、乙の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
 - 11 乙は、認定期間の満了又は認定の取消しにより本件業務を終了したときは、甲の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
 - 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
 - 13 乙の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、乙は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
 - 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、改善を指導するとともに、甲が乙の管理状況が適切であると認められるまで本件業務の全部又は一部を停止させることができる。
 - 15 甲は、乙が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めると

きは、乙に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 16 甲は、本件業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（教育の実施）

第23条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第24条 乙及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、本件業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 乙は、本件業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく甲及び大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第25条 乙は、本件業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察へ届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（人権研修の実施）

第26条 乙は、本件業務の従事者が人権について正しい認識を持ち本件業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

第27条 乙は、障がい者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

2 乙は、甲からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。

3 乙は、認定期間中に障がい者雇用率が、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、甲に障がい者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

第3章 本件業務の実施に当たっての負担区分等

(費用負担の分担)

第28条 本件業務の実施に当たっての費用負担の分担については、別表3のとおりとする。ただし、別表3に定めがない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

(損害賠償に係る費用負担)

第29条 本件業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、乙が負担するものとする。

ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、甲が負担する。

2 本件業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、甲が負担する。

(リスク負担)

第30条 本件業務の実施に当たってのリスク負担については、別表4のとおりとする。ただし、別表4に定めがない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第31条 乙は、本件業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 乙は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により甲に報告しなければならない。

第4章 点検、監督指導及び事業報告

(点検、評価、報告及び監督指導等)

第32条 乙は、利便増進誘導区域の道路の通行者及び利用者の意見、要望等を把握し、本件業務に反映させるため、利用者から意見を聴取するとともに、認定計画等や本基本協定及び年度協定、事業計画に沿って本件業務を適正に履行しているかどうかについて、甲乙協議の上項目を定め、四半期ごとに自己点検を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による自己点検の結果を自己点検月の翌月末までに乙に報告するとともに

に、前項の規定による意見聴取及び「効果検証に関する業務」の実施に伴う効果検証結果について、毎年定期的に集約し甲に報告しなければならない。

- 3 甲は、本件業務の適正な履行を期するため、乙に対して、前項の規定による事業報告のほか本件業務又は経理の状況に関し報告を求めることができる。甲は、乙に対して、監督、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。
- 4 甲乙は、前2項の規定による報告、監督、検査又は実地調査及び第35条の事業報告書等を踏まえ、適宜、外部有識者の意見を聴取し乙の評価を行うこととする。
- 5 前項の規定による評価において、乙が行う本件業務の履行状況が認定計画等、本基本協定又は年度協定に定める仕様、道路占用許可条件を満たしていない等、管理運営が適切に行われていないと甲が判断した場合、甲は乙に対してその改善を指示することができる。
- 6 乙は、第3項の規定による報告、監督、検査、実地調査の請求があったときはこれに協力し、又は前項の指示があったときはこれに従わなければならない。
- 7 甲乙は、必要と認めるときには、第3項及び第4項に定める業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、本件業務に関して、当該第三者に第2項及び第3項に定める報告を行い、当該第三者が行う第3項に定める監督、検査又は調査を受けなければならない。
- 8 甲乙は、本件業務を実施するにあたり、本件業務の問題点、課題等の解決を行うため協議し調整を行う場、として調整会議を設置するものとする。
- 9 乙は、本件業務の収支状況を記した書類については、四半期ごとに作成し甲に提出するとともに、一事業会計年度が終了するごとに、公認会計士において、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を行い、その監査報告書を添付し甲へ提出しなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第33条 甲は、必要があると認めるときは、本件業務の内容を変更し、又は本件業務の一時中止を乙に指示することができる。

- 2 乙は、本基本協定第5条第1項、第3項及び第4項に示す業務拡充の提案を実施する場合は、あらかじめ書面により甲へ提出し、甲の承認を受けて実施することができる。ただし原則として、認定計画の水準を下回る提案及び変更を実施することはできない。

(事業報告書)

第34条 乙は、四半期ごとに、本件業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類(以下「事業報告書」という。)を作成し、翌月末までに甲に提出し、甲が当該業務に関する評価を実施するものとする。報告内容としては、本件業務の実施状況、周辺道路の通行・利用状況、広告収入の実績や本件業務に要した経費等の収支状況、本件業務の実施に対する自己評価等の事項とし、詳細は別途甲より指示するものとする。

- 2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 乙の名称

- (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
 - (4) 年度の区分
 - (5) 本件業務の実施状況
 - (6) 成果指標にかかる目標値に対する達成状況
 - (7) 本件業務における収入実績及び業務に要した経費等の収支状況
 - (8) その他甲が本件業務の履行状況を把握するために必要と認める事項
- 3 甲は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、乙に対して本件業務又は経理の状況に関して報告を求めることができる。甲は、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。
- 4 第33条第6項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

第5章 認定の取消し等

(認定の取消し又は本件業務の停止)

第35条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、認定を取り消し、又は本件業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 乙が第9条第4項の規定に該当する場合、又は乙が認定計画に基づく公募対象歩行者利便増進施設等若しくは公募対象占用施設等の設置をしなかったとき
- (2) 乙が第32条第3項又は同条第6項若しくは第34条第3項の指示に従わないとき
- (3) 乙が正当な事由なく本件業務に着手しないとき
- (4) 乙が占用又は本件業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (5) 乙が本基本協定又は年度協定に違反したとき
- (6) 乙が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき、又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (7) 乙の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (8) 乙の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき、若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について甲からの契約解除の求めに応じないとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、甲が乙による占用許可又は本件業務の実施を継続することが適当でないと認めるとき

(認定計画提出者の地位の辞退等)

第36条 乙は認定期間内において、認定計画提出者の地位を辞退しようとするときは、本件業務を行わないこととなる日の6月以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、乙の認定計画提出者の地位を取り消すことができる。

(損害賠償)

第37条 乙は、第35条第1項各号又は前条第2項の規定による認定の取消し又は本件業務の停止命令によって甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第35条第1項各号及び前条第2項の規定に基づく、認定の取消しや本件業務の全部若しくは一部の停止により乙に生じた損害については、これを賠償しない。

(認定の取消しの特例)

第38条 甲は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の認定が必要となる場合など、特段の事情により認定の取消しが必要であると甲が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(認定の取消し等の公表)

第39条 甲は、第35条第1項各号又は第36条第2項の規定により認定を取り消し、又は本件業務の停止を命じた場合、乙の商号又は名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

2 前項の場合において、乙が第35条第1項第7号及び第8号に該当するときは、その具体的内容を、本件業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による認定の取消し等)

第40条 第35条第1項各号及び第36条第2項に定める場合のほか、甲が事情変更により本件業務の継続等が困難と判断した場合は、認定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止について、乙に協議を求めることができるものとする。

2 甲は、前項の規定による協議に基づき、認定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

3 前項の場合における損害賠償額は、甲乙協議の上、決定する。

第6章 原状回復及び引継ぎ

(本件業務の終了に伴う原状回復)

第41条 乙は、占用期間の満了までには、原則として、工事の許可を受けた上で、道路の占有をしている工作物、物件又は施設を除却し、道路を原状に回復しなければならない。

2 認定の取消しにより本件業務が終了する場合は、甲乙の協議の上、前項同様に道路を現状に回復しなければならない。

3 前2項について、甲と協議の上、原状に回復する必要のないとしたものについては、この限りではない。

4 第1項及び第2項の規定による原状回復に係る費用は、乙の負担とする。

(引継ぎ)

第42条 乙は、本件業務の終了に際し、新たな認定計画提出者に対する引継ぎの文書を作成の

上、新たな認定計画提出者に提出し、引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、新たな認定計画提出者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、乙が負担する。

4 第1項の引継ぎは、新たな認定計画提出者が認定された日から数えて最長で3か月間継続するものとする。具体的な引継ぎ方法については、別途年度協定にて定める。

第7章 補則

(重要事項の変更届出)

第43条 乙は、定款、寄付行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく甲に届けなければならない。

(連合体に関する特約)

第44条 甲乙の関係及び乙の代表者と構成員との関係については、連合に係る基本協定特約事項に定めるところによる。

(準拠法)

第45条 本基本協定及び年度協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(補則)

第46条 本基本協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙の協議の上、決定する。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲並びに乙の代表者及び構成員が各自1通保管する。

令和7年 月 日

甲 大阪市北区中之島1-3-20
大阪市

道路管理者 大阪市長 横山 英幸

乙 所在地
法人等の名称
代表者氏名

別表一覧

別表 1 【利益の残余の納付期限】

事業年度	納付期限
1 年度	令和 8 年 10 月 30 日
2 年度	令和 9 年 10 月 29 日
3 年度	令和 10 年 10 月 31 日

別表 2 文書等の保存

※保存年限「1 年」のものは、作成年度の翌年度末まで保存

文書等名称	保存年限（※）
〇〇の●●に関する書類	1年
△△△に関する書類	5年
■●協定書	常用後5年

※保存年限「5 年」のものは、作成月の 5 年後の月末まで保存

※保存年限「常用後 5 年」のものは、認定期間中は常用期間として管理し、常用期間終了後、当該文書の保存期間に合わせて保存すること。

別表 3 費用負担分担表

費用負担	大阪 市	事業 者	備考
初期費用			
デジタルサイネージ筐体の設置	○		
ディスプレイの設置	○		
STB(セットトップボックス)の設置	○		
通信 SIM カードの設置	○		
CMS(コンテンツマネジメントシステム)の契約	○		
災害情報発信機器(Alert marker+)の設置	○		
Osaka Free Wi-Fi の設置	○		
追加搭載機器の設置	○		
地図情報の作成	○		
製品保証に係る費用	○		
固定費用			
通信費	○		
電気代	○		
CMS(コンテンツマネジメントシステム)の利用料	○		
災害情報発信機器(Alert marker+)の利用料	○		
Osaka Free Wi-Fi の利用料	○		
広告会社への支払い		○	
修繕費用			
デジタルサイネージ筐体の修繕	○		
ディスプレイの修繕	○		
STB(セットトップボックス)の修繕	○		
追加搭載機能の修繕		○	※事業者提案で設置した場合
画面が消えた時の対応		○	※再起動等を行い、原因が CMS か STB かディスプレイか SIM かを調査
STB(セットトップボックス)のトラブル発生時の対応		○	※メーカーへ確認し、修繕で対応可能か、取り換えが必要かを確認
CMS(コンテンツマネジメントシステム)のトラブル発生時の対応		○	※通信が切れているときはモニターから確認可
通信 SIM のトラブル発生時の対応		○	※容量が超過し、通信制限がかかっている場合に画面の乱れが発生
管理費用			
保守点検	○		
ディスプレイの清掃		○	
筐体の清掃		○	※占有部分以外も事業者にて管理
地図情報の更新		○	
公共情報の収集・掲示		○	
広告の募集・掲示		○	

別表4 負担区分一覧表

段階	リスクの種類	内容	負担者	
			甲	乙
共通	法令等の変更	乙が本件業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 ※5	
	第三者賠償	本件業務の実施や公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営において、乙の要因で第三者に損害を与えた場合		○
		本件業務の実施や公募対象歩行者利便増進施設等の管理運営において、甲の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
	資金調達	必要な資金の確保		○
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合		○
		占用許可後のインフレ・デフレ		○
	金利	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による本件業務の変更、中止、延期 ※1	協議事項 ※5	
	本件業務の中止・延期	甲の責任による遅延・中止・延期	○	
		乙の責任による遅延・中止・延期		○
		乙の業務放棄・破綻		○
申請段階	申請コスト	申請又はそれに付随する費用の負担		○
準備段階	引継ぎコスト	公募対象歩行者利便増進施設等の引継ぎ(乙の準備を含む。)費用の負担 ※2		○
設置及び管理運営段階	公募対象歩行者利便増進施設等の設置	公募対象歩行者利便増進施設等の設置工事	○	
	破損・トラブルコスト	ディスプレイ破損時の修繕	○	
		デジタルサイネージ躯体破損時の修繕	○	
		STB 破損時の修繕	○	
		追加搭載機能の修繕		○
		トラブル発生時の初期対応		○
	施設・事業競合	競合施設・事業者による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	本件業務にかかる経費の膨張	甲以外の要因による本件業務経費の膨張		○
		甲の要因による本件業務経費の膨張	○	
		収益向上に向けた必要経費やその他本件業務のために必要な経費と認められない経費		○
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※5	

	収益活動における利益の取扱い	利益が一定以上となった場合	協議事項 ※5	
	道路施設等の損傷	道路施設、設備（情報板）の損傷 ※3	協議事項 ※5	
		管理上の瑕疵等、乙の責めによるもの		○
	債務不履行	甲の認定計画・協定内容の不履行	○	
	性能リスク	甲が要求する道路施設等の維持管理の水準及び公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる道路交通環境の維持等の措置の水準の不適合に関するもの		○
	損害賠償	道路施設・設備の不備による事故 ※4	協議事項 ※5	
	管理リスク	公募対象歩行者利便増進施設等の施設管理上の瑕疵による事故 ※4	協議事項 ※5	
		道路施設・設備の不備又は公募対象歩行者利便増進施設等の施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休業等に伴うもの	協議事項 ※5	
		占用期間終了時の原状回復に要する経費		○
		本件業務の実施範囲における道路利用者等及び当地区の関係者等からの苦情等対応		○

※1 不可抗力（自然災害等）

- ・不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ乙及び甲がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・道路施設・設備（情報板）が復旧困難な被害を受けた場合、本件業務の全部の停止を命じることがある。
- ・復旧可能な場合の復旧に要する経費については、甲が負担する。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために本件業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・甲は、自然災害等不可抗力による乙の広告収入等の減少等による減収について一切責任を追わない。また、乙に対する休業補償は行わない。

※2 新たな認定計画提出者への引継ぎにかかる対応

- ・新たな認定計画提出者が認定された時は、甲の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・引継ぎの実施にあたっては、乙及び新認定計画提出者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 道路施設・設備（情報板）の維持管理に伴う施設等の損傷リスクへの対応

- ①道路施設・設備（情報板）の巡視・点検・日常管理は乙が行い、（大規模）修繕等は甲が行う。

ここで定める日常管理とは、情報板（筐体）の落下、剥落、汚損等がないよう、日常の軽微

な清掃（情報板の清掃に加え、情報板から視覚的に情報を得るために通常立ち止まる範囲内の道路清掃も含む）・点検等（落書き、貼り紙の除去を含む）、動作確認、トラブル発生時の初期対応である。修繕等とは、情報板の修繕など、上記以外の内容である。

- ②乙は本件業務の清掃時等に道路施設・設備（情報板）の巡視・点検を行い、異常及び危険箇所等を発見した場合は甲に報告を行うこととする。
- ③道路施設等にかかる大規模改修・大規模補修については、甲が実施する。ただし、その原因が乙の管理の瑕疵によるものであれば、乙の負担により、乙が実施することになる。
- ④上記①から③に関わらず、補修・修繕等の原因が乙の管理の瑕疵によるものである場合は、乙の負担により、乙が実施する。
- ⑤上記①から④に関わらず、甲と乙は、協議のうえ、甲及び乙にやむを得ない事情があると双方認める場合には、上記①から④とは異なる取扱を行うものとする。なお、この場合には、別途覚書を締結する。
- ⑥道路施設等において、補修・修繕等の実施により生じた財産は、甲に帰属する。
- ⑦道路施設等の日常管理にかかわって必要な消耗品は乙において適宜補充、交換すること。
- ⑧甲は乙に対する休業補償は行わない。

※ 4 道路施設・設備（情報板）の不備又は公募対象歩行者利便増進施設等の管理上の瑕疵による事故への対応のため、乙はリスクに応じた保険に加入すること。道路施設・設備の不備によるものである場合は甲が、乙の管理の瑕疵による道路施設・設備の不備によるものは乙が対応する。

※ 5 協議事項としたものについては、甲と乙が当該事項について調整し、双方に合意のものと決定するものとする。